

# 埼玉県公共事業等施行対策協議会設置要綱

## （設 置）

第1条 公共事業及び県単独の投資的事業（以下「公共事業等」という。）の適切な施行を確保するため、公共事業等施行対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）公共事業等の施行促進等に関すること。
- （2）公共工事の執行に伴う、県内中小業者に対する受注機会の確保等に関すること。
- （3）公共工事の執行に伴う、県産品の利用促進に関すること。
- （4）公共事業等の施行促進等についての、国との連絡調整に関すること。
- （5）公共事業等の施行促進等についての、市町村、業界に対する啓発及び連絡調整に関すること。
- （6）その他、公共事業等の施行促進等に関すること。

## （構 成）

第3条 協議会に、会長、副会長及び委員を置く。

- （1）会長は、県土整備部長の職にある者をもってこれに充てる。
- （2）副会長は、県土整備部副部長（建設管理課所掌）の職にある者をもってこれに充てる。
- （3）委員は、別表に掲げる職にある者をもってこれに充てる。ただし、相当職が複数ある部局においては、部局長が指名するものとする。
- （4）会長は、公共事業等の施行方針の原案の審議において、必要に応じ、関係課室の担当者を出席させ、説明を求めることができる。

## （事務局）

第4条 協議会の事務局は、県土整備部建設管理課に置く。

## （その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、昭和56年4月25日から施行する。

### 附 則

この要綱は、昭和62年4月8日から施行する。

### 附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成4年4月16日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成6年1月4日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 2 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 3 0 日から施行する。

別 表（第 3 条関係）

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 企画財政部政策・財務局長    | 県土整備部副部長     |
| 総務部人財政策局長       | 都市整備部まちづくり局長 |
| 総務部契約局長         | 会計管理者出納総務課長  |
| 県民生活部県民スポーツ文化局長 | 企業局経営企画部長    |
| 危機管理防災部副部長      | 下水道局下水道事業課長  |
| 環境部副部長          | 教育局教育総務部副部長  |
| 福祉部副部長          | 警察本部総務部財務局長  |
| 保健医療部医療政策局長     |              |
| 産業労働部産業政策局長     |              |
| 農林部副部長          |              |